

防衛施設周辺対策事業補助金等交付規則の一部を改正する告示に
ついて

1 改正の趣旨

補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律施行令（昭和30年政令第255号）第14条第1項第2号により防衛大臣が定めた財産の処分の制限を適用しない期間（以下「処分制限期間」という。）と処分制限期間を定める場合に基礎とすることとされ、財産の処分手続に当たって参考にするものとしている減価償却資産の耐用年数等に関する省令（昭和40年大蔵省令第15号）で定めている耐用年数に乖離が生じていることから、処分制限期間の適正化を図るため、防衛施設周辺対策事業補助金等交付規則（平成19年防衛施設庁告示第9号）について、所要の改正を行う。

2 改正の概要

補助事業等により取得し、又は効用の増加した財産に適用される処分の制限を受ける期間を改める。

3 施行期日

公布の日

4 意見公募手続

令和6年5月20日から同年6月19日まで